

# 労災保険(一般労災)の加入促進

## ～課題・社労士と関係機関の連携～



ミネザクラと茶臼岳(那須連峰)

第11回日本農業労災学会シンポジウム  
令和6年10月25日(金)

特定社会保険労務士 福田 哲夫

所属

- ・栃木県社会保険労務士会
- ・全国農業経営支援社会保険労務士ネットワーク
- ・日本農業労災学会
- ・山前登山クラブ事務局長 (JA主催)

# 目次

- (1) 労災保険(労働者災害補償保険)とは?
- (2) 農業における労災保険の適用(現状)
- (3) 労災保険制度(農業)の沿革
- (4) 労災保険の加入促進  
～課題・社労士と関係機関の連携～



五色沼と日光白根山

- ・課題①個人経営(常時労働者5人未満)の農林漁業だけが  
労災保険暫定任意適用事業
- ・課題②事業主が特別加入していても、労災保険に加入していない?
- ・課題③労基法により雇用者の傷病が農作業中の事故及び原因の場合、  
補償義務があるのに労災保険未加入農業者が多い

- (5) 最後に

# (1) 労災保険(労働者災害補償保険)とは?

## 労働基準法と労災保険法の関係

### 労働基準法

#### 【療養補償】

第75条 労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかった場合においては、使用者は、その費用で必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を負担しなければならない。

(2) 前項に規定する業務上の疾病及び療養の範囲は、厚生労働省令で定める。

以下

第76条【休業補償】・第77条【障害補償】・第79条【遺族補償】・第80条【葬祭料】

#### [他の法律との関係]

第84条 この法律に規定する災害補償の事由について、労働者災害補償保険法又は厚生労働省令で指定する法令に基づいて行われるべきものである場合においては、使用者は、補償の責を免れる。

### 労働者災害補償保険法

#### [業務災害に関する保険給付の種類等]

第12条の8 (第1項 略)

(2) 前項の保険給付(傷病補償年金及び介護保障給付を除く)は、労働基準法第75条から第77条まで、第79条及び第80条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行うものに対し、その請求に基づいて行う。

労災保険は、業務上の災害発生に際し、

●使用者⇒労働基準法の補償責任の免責若しくは補償負担の緩和

●労働者⇒迅速かつ公正な保護確保

を目的に制定された。

## (2) 農業における労災保険の適用(現状)

| 労 災 保 険 |  |                                 |
|---------|--|---------------------------------|
| 事業形態    | •個人事業所<br>(労働者常時5人未満)                              | •法人事業所<br>•個人事業所<br>(労働者常時5人以上) |
| 適 用     | 任意適用<br>※一定の危険又は有害な作業を主として行う事業と事業主が特別加入している事業は強制適用 | 強制適用                            |

### ※一定の危険又は有害な作業

- ・毒劇薬、毒劇物又はこれらに準ずる毒劇性料品の取扱い
- ・危険又は有害なガスの取扱い
- ・重量物の取扱い等の重激な作業
- ・病原体によって汚染されるおそれが著しい作業
- ・機械の使用によって、身体に著しい振動を与える作業
- ・危険又は有害なガス、蒸気又は粉じんの発散を伴う作業
- ・強烈な騒音を発する場所における作業
- ・著しく暑熱な場所における作業
- ・著しく寒冷な場所における作業
- ・異常気圧化における作業

### ※特別加入している事業

- ・特定農作業従事者・指定農業機械作業従事者  
中小事業主等

### (3)労災保険制度(農業)の沿革

- ・鉱業法(明治38年)…………… 鉱山労働者
- ・工場法(明治44年)…………… 工場労働者
- ・労働者災害扶助法(昭和6年)…………… 土木建築等屋外労働者

○昭和22年9月 労働者災害補償保険法 ※労働基準法の姉妹法として併行し制定

(適用範囲の拡大・補償水準の大幅な引き上げ・業務上災害に対する事業主の無過失責任理念確立)

○昭和40年(特別加入制度の新設)

適用事業の拡大、中小企業の加入促進と保険事務処理の効率化のため労災保険事務組合の新設、中小事業主、一人親方、農業者等の特別加入制度の新設

○昭和44年政令第85号(労災保険の保険給付の特例に関する経過措置)……暫定任意適用事業

第18条 「政府は当分の間、事業主の申請により、その者が労災保険に係る保険関係の成立の前に発生した業務上の負傷又は疾病につき労働基準法第75条の療養補償を行っている労働者に関しても、当該負傷又は疾病が労災保険に係る保険関係の成立後に発生したものとみなして、労災保険法の規定により、保険給付を行うことができる。

※権利の主体は政府            この条文が使われたことはある。?

## (特別保険料の徴収)

○第19条 政府は、第18条 ～一部略～ の規定により保険給付を行うことになった場合には、厚生労働省で定める期間、当該事業主から、労働保険料のほか、特別保険料を徴収する。

※権利の主体は政府 労災保険料＋特別保険料はいくら？

## ○昭和44年の改正 (労災保険の適用範囲の拡大)

暫定任意適用事業(個人経営の小売業・サービス業及び農林水産業等)を除きすべての事業が適用事業とされた。

## ○昭和50年改正(暫定任意適用事業の範囲の縮小)

暫定任意適用事業の範囲が個人経営の労働者5人未満の農林水産業の一部にまで縮小された。(個人経営の小売業・サービス業も強制適用事業となった。)

## ○平成3年改正(特定農作業従事者の創設)

労働者を雇用している可能性の高い規模の大きな経営体の事業主を労災保険に特別加入させることにより強制適用事業にし、雇用される労働者を労災保険で保護することを目的の一つとして新設。

## ○令和6年11月(特定業務受託事業者の特別加入制度の新設)

農作業の業務委託を受けた場合の農業者も対象。

## (4) 労災保険の加入促進 ～課題・社労士と関係機関の連携～

課題①個人経営(常時労働者5人未満)の農林漁業だけが  
労災保険暫定任意適用事業。

(要因・原因)

- 農業は家族労働が主体であり、ゆい等の習慣もあり労働者との区別がつきにくい。  
※現状は専業農家も兼業農家も減少、ゆい等の農家同士の繋がりは崩壊？ 専業農家の多くは忙しい時期は何らかの雇用に頼っている。

○著しく暑熱な場所における作業⇒当然？ 強制適用事業

農水省「令和6年度の農作業安全対策の推進方針について」の一部抜粋  
(機械・施設以外の作業に係る死亡事故では「熱中症」が29人(全体の12.2%)と最も多く、  
農作業死亡事故に占める割合も増加傾向にあることから機械作業対策に加えて、熱中症  
対策の強化が必要。)(令和4年の調査結果)

2024年7月21日 朝日新聞  
朝刊1面及び31面 に関連記  
事

(連携・対策)

- 農業が 暫定任意適用事業である前提は無くなった。他産業並みに強制適用事業とする  
よう、JAグループ等の農業団体・労災学会が一体となって、法改正を要望する。

## 課題②事業主が特別加入していても、労災保険に加入していない？

### (要因・原因)

○厚生労働省が積極的にPRしていない。

※「農業者のための特別加入制度のしおり」…巻末の質問コーナーにのみ掲載。



農業特別加



質問コーナ

○JA等の加入団体担当職員が受付の際(雇用者がいる場合)、労災保険が強制適用となる旨、説明していない場合が多い？

※労基署から指導を受けた事もない？

### (連携・対策)

○JAグループ等の農業団体及び労災学会が厚労省に「しおり」改正を申し入れる。また、特別加入に際し、労基署窓口で雇用者がいる場合は、強制適用となる旨、指導するよう要望する。

○JA営農関係職員研修(県中央会主催等)の際、社労士が講師となり労災制度の説明を行う。

※全国農業経営支援社労士ネットワーク会員が全都道府県に存在。

課題③労基法により雇用者の傷病が農作業中の事故及び原因の場合、補償義務があるのに労災保険未加入農業者が多い。

(要因・原因)

○個人経営の農業者の認識不足

・講演会等で説明しても、その場では理解しても、行動に移さない。

※個別相談会で説明すると、約9割の方は加入する。

(連携・対策)

○社労士が講演会(JA等で)とセットで労災加入手続きを指導。(半日程度で可能?・JA職員の補助があれば)

※タイムカード(出勤簿)・賃金台帳の説明含む

○年度更新の説明会(事務処理の仕方)※年1回でOK

## (5)最後に

「労災保険の加入促進と課題・社労士と関係機関の連携」について、私なりの考えを発表させていただきました。

労災保険の加入促進の第一は農業も他産業と同様、一人でも雇用したら強制適用とする法改正が喫緊の課題であると思います。しかしながら、それまでの間はとりあえず特別加入者を労災保険に加入させること及び任意加入を推進することで、対処することが重要と考えます。

今回は、労災保険(労働者災害補償保険)についての発表ですが、農業者の特別加入制度も問題山積です。現在、「指定農業機械作業従事者」「特定農作業従事者」「中小事業主等」の3種類があり、今年度の11月から新たに「特定業務受託事業者」が施行され、4種の加入制度になります。すべて補償範囲が異なるだけでなく加入窓口も異なる等の制度だからです。

労災学会が中心となり、JAグループ等関係機関と連携し、労災事故を無くす取組みと共に事故が起こった場合の補償の拡充と簡素化を図り、農業者と日本農業を守っていくことが重要であると考えます。

ご清聴ありがとうございました。



前白根山のコマクサ